

# 令和4年度 第1回中間市地域公共交通会議 次第

日時 令和4年6月10日（金）14：00～

場所 中間市役所 本館3階 第2会議室・第3会議室

## 1 開会

## 2 議題

【議案第1号】 令和5年度中間市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

※ 資料1をご参照ください。

※ 朱書きは、前年度計画から内容を変更した部分です。

## 3 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下における公共交通の現状について

※ 資料2をご参照ください。

(2) 今後の主なスケジュール

※ 資料3をご参照ください。

- ・ 中間市地域内フィーダー系統確保維持計画の提出（提出締切6月30日）
- ・ 第2回交通会議（8月頃開催予定）

## 4 閉会

中間市地域公共交通会議委員名簿（令和4年6月1日現在）

No.	氏名	所属	役職(交通会議)	幹事会構成員
1	村上 智裕	中間市建設産業部	会長	幹事会代表
2	原口 憲一	中間市建設課		
3	小川 裕之	西鉄バス北九州株式会社		幹事会委員
4	富永 哲男	九州旅客鉄道株式会社		幹事会委員
5	高野 浩一	筑豊電気鉄道株式会社		幹事会委員
6	小林 義人	有限会社ことぶきタクシー		
7	高亀 勝	有限会社ホームタクシー		
8	黒土 功	産業タクシー株式会社		
9	藤田 将志	ひかり第一交通株式会社		
10	中川原 達也	一般社団法人福岡県バス協会		
11	貞包 健一	一般社団法人北九州タクシー協会		幹事会委員
12	矢野 陽一	福岡県交通運輸産業労働組合協議会 (西鉄バス北九州労働組合)		
13	池田 久紀	中間市自治会連合会	監査委員	幹事会委員
14	池田 久紀	中間市自治会連合会中間北校区長		
15	牧坂 國雄	中間市自治会連合会中間東校区長		
16	影谷 和久	中間市自治会連合会中間南校区長		
17	仰木 節夫	中間市自治会連合会中間校区長		
18	高柳 みさ江	中間市自治会連合会中間西校区長		
19	安田 光太郎	中間市自治会連合会底井野校区長		
20	千々和 公麿	中間商工会議所	監査委員	幹事会委員
21	安徳 保	中間市社会福祉協議会		幹事会委員
22	西脇 考志	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局		
23	東 祐樹	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局		
24	田辺 好徳	福岡県企画・地域振興部交通政策課		
25	田邊 泰史	福岡県北九州県土整備事務所		
26	緒方 正典	福岡県折尾警察署		
27	内田 晃	北九州市立大学		アドバイザー

# 席次表

矢野様 (福岡県交通運輸産業労働組合協議会) ○  
藤田様 (ひかり第一交通) ○ 黒土様 (産業タクシー) ○  
小林様 (ことぶきタクシー) ○ 高野様 (筑豊電気鉄道) ○  
富永様 (九州旅客鉄道) ○ 小川様 (西鉄バス北九州) ○  
田邊様 (県土整備事務所) ○ 田辺様 (福岡県) ○

宗廣係長 (都市計画課・事務局) ○  
白石課長 (都市計画課・事務局) ○  
濱田 (都市計画課・事務局) ○

東委員代理  
梶田様 (福岡運輸支局) ○  
西脇様 (福岡運輸支局) ○  
村上部長 (建設産業部・会長) ○  
内田様 (北九州市立大学) ○

傍聴席  
傍聴席  
傍聴席  
傍聴席

受付

原口課長 (建設課) ○ 安徳様 (社会福祉協議会) ○  
安田様 (底井野校区長) ○ 高柳様 (中間西校区長) ○  
仰木様 (中間校区長) ○ 影谷様 (中間南校区長) ○  
牧坂様 (中間東校区長) ○ 池田様 (自治会連合会) ○

出入口

○中間市地域公共交通会議設置要綱

平成26年4月1日告示第65号

改正

平成26年5月1日告示第85号  
平成26年12月17日告示第167号  
平成27年6月4日告示第83号  
平成30年3月31日告示第57号  
令和3年5月31日告示第113号  
令和4年5月30日告示第85号

中間市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 中間市が運営する有償運送の必要性及び旅客から受領する対価に関する事項
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関する事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画（次号において「交通計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施及び連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 交通会議は、地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するものとする。

(組織)

第3条 交通会議は、30人以内の委員をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 市民で組織された団体の代表者又はその指名する者
- (7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はそ

の指名する者

- (9) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
- (10) 福岡県折尾警察署の代表者又はその指名する者
- (11) 中間商工会議所の代表者又はその指名する者
- (12) 中間市社会福祉協議会の代表者又はその指名する者
- (13) 学識経験者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、任期中であっても、前条第2項各号に掲げる身分を失った場合は、その職を失うものとする。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とし、増員による委員の任期は他の在任の委員の残任期間と同一とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから市長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。この場合において、第3条第2項第2号から第13号までに掲げる委員については、交通会議の会議に代理人を出席させることができる。
- 3 交通会議の会議の議事は、出席委員（前項後段の代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 交通会議の会議は、旅客の利便性を損なわないと交通会議で認められた事項について協議する場合は、書面により開くことができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。
- 5 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 6 交通会議は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料の提出を求め、又は交通会議の会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 交通会議の業務を処理するため、交通会議の事務局を建設産業部都市計画課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、市長が必要に応じて別に定める。

(監査)

第8条 交通会議は、監査委員を置くものとし、その定数は、2人以内とする。

- 2 交通会議の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関する事項は、市長が必要に応じて別に定める。

(幹事会)

第10条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、又は調整するため、必要に応じて、幹事会を設置する。

(1) 公共交通の廃止の申出に対する対応

(2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画（大規模な休廃止等を除く。）の変更その他必要と認められる措置の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議の運営に当たっての必要な事項の処理

2 幹事会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が選任する。

3 幹事会に代表を置き、幹事会の委員のうちから会長が指名する。

4 幹事会は、幹事会の委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 幹事会において必要と認めるときは、幹事会の会議に幹事会の委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 第1項に規定する事項については、幹事会で協議を行い、協議された事項は、幹事会の代表が交通会議に諮り、議決を得るものとする。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議及び幹事会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、同日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(中間市バス対策協議会設置要綱の廃止)

2 中間市バス対策協議会設置要綱（平成20年8月1日中間市要綱）は、廃止する。